第明治三二十種郵年三月物三十一認可日

△

○

Q_{22} ＝ 10.000

R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000

U_{15} ＝ 1.066

U_{16} ＝ 1.066

U_{17} ＝ 0.902

U_{18} ＝ 0.885

U_{19} ＝ 0.869

U_{20} ＝ 1.033

U_{21} ＝ 1.052

U_{22} ＝ 1.049

U_{23} ＝ 1.016

U_{24} ＝ 0.984

U_{25} ＝ 0.803

U_{26} ＝ 0.754

U_{27} ＝ 0.049

U_{28} ＝ 0.0377

U_{29} ＝ 0.0361

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

○

Q_{22} ＝ 11.000

R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000

U_{15} ＝ 1.065

U_{16} ＝ 1.065

U_{17} ＝ 0.903

U_{18} ＝ 0.871

U_{19} ＝ 1.032

U_{20} ＝ 1.032

U_{21} ＝ 1.045

U_{22} ＝ 1.048

U_{23} ＝ 1.016

U_{24} ＝ 0.790

U_{25} ＝ 0.790

U_{26} ＝ 0.097

U_{27} ＝ 0.048

U_{28} ＝ 0.0371

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額